

令和6年度補正予算 新技術導入緊急対策事業のご紹介

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

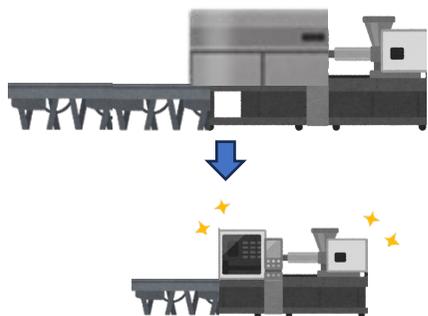
令和6年12月17日
農林水産省食品製造課
原材料調達・品質管理改善室

食料システムの持続性確保の観点から、原材料を安定的に調達しつつ生産性を向上させるため、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、**製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入**を支援します。

【本事業の対象となる新技術の例】

- ✓ 従来は複数の機械を併用して製造していた製品・工程を一つの機械で対応するなど、**設備投資の効率化に資する技術**
- ✓ 既存製品より**生産効率が高く、小型化され工場への導入が容易な技術**
- ✓ 他の製造業では普及しているにもかかわらず、食品製造業では**業界特有の理由により開発・普及されていない技術**

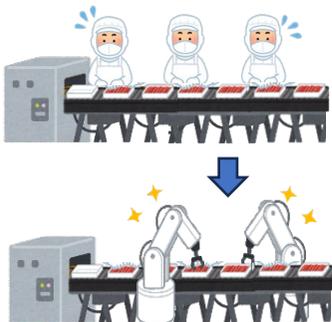
生産効率が高く、小型化され工場への導入が容易な技術



従来の機械は大きいことから、工場内の限られたスペースへの設置が困難

小型化により工場内の増設・配置換え作業が簡略化

食品製造業界特有の理由により開発・普及されていない技術



衛生面の課題、柔らかい食材を掴む技術の開発が未開発等、食品製造業特有の理由で、容器への盛付作業は人が実施

自動盛付装置の導入により労働生産性の向上・雇用不足の解消

【新技術（機械設備等）の例】

- ・多層包あん成形機
- ・自動パン粉付け機
- ・食品自動充てん・包装機
- ・弁当・総菜用盛付ロボット
- ・製品検品用X線センサーシステム
- ・製品自動箱詰め装置



多層包あん成形機



自動パン粉付け機



弁当・総菜用盛付ロボット



製品検品用X線センサーシステム

【補助の概要】

補助対象者	食品製造事業者（※） [中堅・中小企業に限る]
補助対象経費	以下の条件を満たす機械設備 ・生産効率が3%/年以上 ・販売後3年程度未満
補助上限	5,000万円
補助率	1/2以内
補助要件	産地と連携した原材料調達計画の策定
事業の流れ	国 $\xrightarrow{1/2以内}$ 食品製造事業者

（※）食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする事業者。

1. 本事業の公募HPについて

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 関連情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募 > 令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業の公募について

令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業の公募について

令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業の実施について、事業実施候補者を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い御応募ください。

なお、本公募は、令和6年度補正予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

令和6年12月10日（火曜日）に本公募要領の一部を改正しました。

記

1 事業の趣旨

産地と連携した原材料調達計画を策定した食品製造事業者が食料システムの持続可能性を高めるために行う、製造ラインの自動化等の省人化や生産性向上に資する新技術（機械設備等）の導入を支援します。

2 事業の概要

令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業に係る公募要領別表1の第2欄に掲げる事業内容を御参照ください。

3 応募資格及び応募方法等

以下に掲げる本事業の公募要領等をご参照下さい。

【参照】

令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業に係る公募要領(PDF：748KB) 

課題提案書等（別記様式）(WORD：181KB) 

令和6年12月10日：公募要領及び課題提案書等の一部を改正しました。

持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱（案）(PDF：573KB) 

新技術導入緊急対策事業実施要領（案）(PDF：390KB) 

※上記については、今後一部変更の可能性があります。

※本事業に係るQ&Aについては、こちらのページに随時掲載予定です。

← 応募資格や提出書類については、こちらをご確認ください。

1. 本事業の公募HPについて

4 公募の期間

公募の期間は令和6年12月9日(月曜日)~令和7年1月6日(月曜日)17時00分(必着)までとします。

5 補助金交付候補者の選定方法

令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち新技術導入緊急対策事業（以下「補助事業等」という。）に係る公募要領に基づき、提出された課題提案書等について審査を行い、本事業の予算の範囲内で、得点が高い者から補助金交付候補者として選定します。

また、提出された課題提案書等については、必要に応じて、その内容について問合せ、追加資料の要求、事業実施計画等の修正及び所要額の減額等を行うことがあります。

6 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

- (1) 提出期限：令和7年1月6日(月曜日) 17時00分必着
- (2) 提出方法：原則として電子メール（やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む）、持参も可。ファックスによる提出は受け付けません。電子メールによらない提出の場合は9の問い合わせ先に記載の担当部署まで提出してください。）
- (3) 提出先：メールアドレス：kaizen★maff.go.jp
（メール送信の際は★を@に置き換えてください）
- (4) 提出部数：課題提案書 1部
産地と連携した原材料調達計画 1部
新技術に関する証明書 1部
決算書 1部

← 提出期限、提出先等は
こちらをご確認ください。

7 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は無効とします。

8 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領によるものとします。

9 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課原材料調達・品質管理改善室
国産代替企画調整班
（南別館4階ドアNo.別407）
電話：03-6738-6166（直）
メールアドレス：kaizen★maff.go.jp
（メール送信の際は★を@に置き換えてください）

以上公示します。

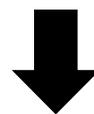
2. 課題提案書における記載事項について

公募要領 第4第1項

中堅・中小企業（常時使用する従業員（パート、アルバイト及び当該事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）の従業員を含む。）の数が2000人以下の事業者をいう。）に限る。

公募要領に定める「中堅・中小企業」への該当を確認し、チェックを入れてください。

別記様式第1号 別添1 課題提案書（応募者に関する事項）



申請に関する確認事項

以下の内容を確認し、チェックを入れてください。すべてにチェック☑が入っている必要があります。

本事業の公募要領第4第1項に定める中堅・中小企業に該当します。	チェック <input type="checkbox"/>
100%同一の資本に属するグループ企業や関係会社から、同様な申請はしていません。（フランチャイザーは除く）	チェック <input type="checkbox"/>
国や自治体の他の補助金による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費の申請ではありません。	チェック <input type="checkbox"/>

2. 課題提案書における記載事項について

別記様式第1号 別添2 課題提案書（取組内容に関する事項）

① 財政的基盤の安定性

ア 事業実施者として組織・人員、財政基盤において適格性を有しているか。※直近3年分の財務諸表を提出してください。				チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容（債務の状況、現預金などの余力、本事業にかかる資金の見通し等）				
前年度の財務状況より、以下把握されている場合は記載ください。				
自己資本比率	流動比率	当座比率	固定長期適合率	
%	%	%	%	

② 実施体制の適格性

ア 社内での事業実施体制、関係会社との連携体制が十分に整備されているか。		チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容 ※機械設備導入にあたっての社内での事業実施体制、食品機械メーカー等の関係会社との連携体制について、図などを用いて説明してください。		

③ 生産性向上に向けたこれまでの取組

ア 生産性向上に取り組む体制を社内に有し、機械設備の更新・新規導入に取り組んでいるか。		チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容 ※社内における生産性向上に取り組む体制を具体的に記載するとともに、機械設備の更新・新規導入の状況については、機械の概要（名称、機能等）、設置年等を具体的に記載してください。		

各項目にチェックを入れ、
具体的な内容を記載してください。

2. 課題提案書における記載事項について

別記様式第1号 別添2 課題提案書（取組内容に関する事項）

④ 産地と連携した原材料調達計画（別記様式第2号）	
ア 産地と連携した原材料調達計画を策定しているか。 ※公募要領 第4の「2 取組の要件」を参照 ※産地指定、産地との契約、国産利用の拡大に努めるなど、産地との連携強化に向けた計画を記載してください。	チェック <input type="checkbox"/>

別記様式第2号
「産地と連携した原材料調達計画」
に記載してください。

別記様式第2号

産地と連携した原材料調達計画

現在の国産原材料の利用割合について選択してください。

0~20% 21~40% 41~60% 61~80% 81~100%

国産原材料の利用割合について、今後増加させる予定はありますか。

増加予定 課題が解決すれば増加予定 現状維持 ない

今後の国産原材料の調達予定量・割合について、現在との比較を交えて記載してください。

国産原材料を調達するにあたり、産地を指定していますか。

指定している 状況に応じて指定している 指定していない

指定する産地を拡大するなど、産地との関係を強化していく予定はありますか。

強化予定 課題が解決すれば強化予定 現状維持 ない

産地からの情報収集、原材料の産地指定など、産地と連携して実施する原材料調達計画について記載してください。

チェックボックスに✓をお願いします。

弊社は、国民への食料の安定供給を担う食料システムの一員として、上記の計画に則り、産地との連携を強化し、原材料の安定生産や安定調達に向けた取組を進め、持続的な食料システムの確立に貢献します。

2. 課題提案書における記載事項について

別記様式第1号 別添2 課題提案書（取組内容に関する事項）

⑤ 新技術導入による生産効率の向上

ア 機械設備の導入が生産効率の向上に資するものであるか。	チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容（対前年比の生産効率の向上割合（%）について記載してください） ※機械設備の導入に伴う「単位時間あたりの処理量」や「一定量を処理するのに要する時間・人員数」の変化がわかるよう具体的に記載してください。	

⑥ 導入技術の新規性及び先進性

ア 導入する機械設備の開発後の年数が3年程度未満であり、新規性の高いものとなっているか。	チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容（導入する機械設備の開発年月及び開発後の経過年月を記載してください） ※併せて、別記様式第3号「新技術に関する証明書」を導入する機械設備の製造・販売メーカーに作成いただき、提出してください。	

イ 導入する機械設備が既存のものとは比べ先進性を有し、生産性向上について他の食品企業の模範となるものであるか。	チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容（導入技術の先進性の根拠となる情報を記載してください）	



別記様式第3号

新技術に関する証明書

- 1 生産効率
機械設備の導入により、生産効率は〇〇%/年は増加見込み
- 2 導入技術の新規性
機械設備の開発は令和〇年●月
- 3 導入技術の先進性
(導入する機械設備について、既存のものにはない優れた点や先進性など、具体的に記述)
- 4 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書
証明書を受けた場合には、この資料にコピーを添付。
※ユーザー連絡先は黒塗りすること。
- 5 添付書類
導入技術の概要が分かる資料（パンフレット）を添付すること。

上記について記載内容に相違ないことを証明する。

会社名
住所
代表者名
問合せ先

別記様式第3号

「新技術に関する証明書」を
導入する機械設備の製造・販売メーカー
に作成いただき、提出してください。

※中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書を受けた場合には、コピーを添付してください。

2. 課題提案書における記載事項について

別記様式第1号 別添2 課題提案書（取組内容に関する事項）

⑦ 事業実施スケジュール

ア 事業実施スケジュールが合理的かつ適正であるか。	チェック <input type="checkbox"/>
時系列に従って、機械設備の導入スケジュールを具体的（いつどこで誰が何を、いつどこに何を設置する等）に記載してください。 ※機械設備の導入スケジュールについては、見積もりの取得、発注、設置、運転開始日など具体的に作成してください。	

各項目にチェックを入れ、
具体的な内容を記載してください。

⑧ 経費配分の適正性

ア 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算及び費用対効果のある取組がなされているか。	チェック <input type="checkbox"/>
具体的な内容	

2. 課題提案書における記載事項について

別記様式第1号 別添2 課題提案書（取組内容に関する事項）

4 目標の妥当性	
・本事業における定量的、定性的な目標を、事業実施前後の比較を交えて記載してください。 ・事業目標は、取組事項と照らし合わせた際に、妥当性・達成可能性が十分に認められるように設定してください。	
5 新技術の普及	
・新技術を普及するための取組（当該技術に関する工場見学や講演の実施、YouTube等の媒体の作成及び公開、農林水産省HP掲載用の情報提供など）について記載してください。	
6 加点的要素	
・該当する場合はチェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
○ 生産性向上要件証明書	
ア 導入する機械設備が中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書を受けたものであるか。 ※導入する機械設備の製造・販売メーカーに作成いただいた新技術に関する証明書（別記様式第3号）にコピーを添付してください。	チェック <input type="checkbox"/>

3. 本事業に係るQ&Aについて

●補助対象者は中堅・中小企業に限るとあるが、その定義を教えてください。

以下、公募要領第4第1項の記載をご確認ください。

中堅・中小企業（常時使用する従業員（パート、アルバイト及び当該事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）の従業員を含む。）の数が2000人以下の事業者をいう。）に限る。

（注）子会社とは、親会社が形式的に50%超の議決権を有している場合や、実質的に財務及び事業の方針の決定を支配している場合などに、支配されている側の会社をいいます。

●販売後3年以上の機械設備は対象外ですか。

販売後3年程度未満としており、販売後4年以上の機械設備は対象外となります。

また、新製品として開発した機械設備だけではなく、開発後に改良された場合は、改良後3年程度以内であれば対象となります。

●対象機器は例示されたもの以外でも対象ですか。

PR資料の中で対象機械設備として挙げているものは、あくまでも例示したもので、補助対象は例示したものに限定されたものではありません。

製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入であれば対象となります。

3. 本事業に係るQ&Aについて

●外食事業者も補助対象となりますか。

外食事業者であっても、自社で食品製造を営んでいる場合には、補助対象となります。

参考：公募要領第4第1項（1）。

●生産効率が3%/年以上とはどういうことですか。新規製造ラインの場合はどうしますか。

機械設備導入に伴う「単位時間あたりの処理量」や、「一定量を処理するのに要する時間・人員数」の変化がわかるように、具体的に算出ください。

新規製造ラインの場合は、現在、その工程に従事している人員が、機械設備の導入により減員した人数を算出してください。

●設備の見積書の提出は必要ですか。

公募段階では必要ありませんが、採択通知後には提出が必要ですのでご準備ください。

※Q&Aについては、以下ページにて随時更新予定です。

[食品製造業等の生産性向上：農林水産省](#)